

ローエイシア ニューズレター

No.38 (2020年1月)

日本ローエイシア友好協会

アジア ビジネス ロー フォーラム(ABLF)の創設



日本ローエイシア友好協会会長
元ローエイシア会長

小杉 丈夫

1. 立ち上げの準備と構想

先号のニューズレターNo.37(2018年12月)において、私は「日本ローエイシア友好協会の中に、ビジネス法研究会を立ち上げたい」、『それも他の団体や組織とは違う、「ローエイシアならではの」視点のビジネス法研究会にしたい』という抱負を述べた。その後、一年に渉る準備と、試行錯誤の期間を経て、ようやく、2020年1月29日開催予定のアジア ビジネス ロー フォーラム(ABLF)創設記念講演会に辿りつこうとしている。ここに至るまでには、商事法務研究会理事松澤三男氏、国際民商事法センター事務局長青木宏昌氏に格別の御尽力をいただき、当協会では、鈴木五十三副会長、酒井邦彦常任理事、上柳克郎理事が献身的に取り組んで下さった。

ABLFが当初考えた「ビジネス法研究会」と根本的に異なることになった点は、ABLFを当協会内の組織にせず、当協会の外に、公益財団法人国際民商事法センター、一般社団法人商事法務研究会と3者で構成する広場(フォーラム)を作る、という位置づけにして、そのうえで、当協会がABLFの運営に主体的に係わることにした点である。

このようにすることで、当協会のみで継続的に営むことの困難性を回避することができる。そして、何よりも、アジアに関心を有する法律家、学者、企業人をできる限り幅広く糾合する、オールジャパンの体制をつくりたい、という考えがその根底にある。

2. 知財・司法改革シンポ及びプレシンポの実施

このような構想の下、まず旗上げの企画として、2019年7月5日、日比谷コンベンションホールを会場として、「知財・司法改革シンポジウム」という

タイトルの下に、荒井寿光元特許庁長官、玉井克哉東京大学先端技術センター教授、小野寺良文弁護士を講師とする基調講演と、それに引き続いて、第1部をグローバル時代における知財・司法改革、第2部をアジアにおける法整備支援と知財を巡る問題、とするパネルディスカッションを企画、実施したところ、150名を超える参加者があり、成功裡に終えることができた。

続いて、同年11月27日、商事法務研究会を会場として、法務省大臣官房国際課長柴田紀子氏による「2020年からの日本とアジア-京都コンgresと司法外交元年」と題する講演会と、懇親会を実施したところ、40名を超える参加者があった。このタイプの講演会は、年1、2回開催する、前述「知財・司法シンポジウム」のような大勢の聴衆の参加を期待する大型の企画とは違って、2~3ヶ月に一回、40~50人程度の参加者を得て、継続的に小規模会合と懇親会を行うことを予定している。裁判官や企業人も参加しやすいよう配慮して、夕方に開催するつもりである。

3. ABLFの発展に向けて

私共は、ABLFを通じて、①アジアと日本、②政府と企業と法律家、③シニアと若手との架け橋になること、の3つを目標とし、そこで当協会が大きな役割を果たすことを念願している。そして、既に実績のある当協会の家族法部会と両輪になって、海外のローエイシア大会等への参加に留まらない、当協会の日本国内での活動を活発化したいと考えている。

是非とも、ABLF創立の趣旨を御理解いただき、ABLFの企画に積極的に参加して下さいようお願いしたい。

ローエイシア香港大会と香港司法の目指すもの



日本ローエイシア友好協会副会長
元ローエイシア会長

鈴木 五十三

香港司法

第30回の年次大会が東京で開催された後、2018年の第31回大会は、カンボジアで開催され、2019年11月の第32回大会は香港で開催された。年次大会の開催と並行して、隔年毎に、アジア太平洋地域の最高裁判所長官会議が開催される。2017年東京大会では、当時の寺田最高裁判所長官が主宰して開催された。2019年は、香港の馬最高裁長官が主宰する予定であった。しかし、同会議は、大会開催の2週間前に、延期が決定された。香港でのデモの状況に照らしての安全上の懸念が理由であったと推測される。大会を控えた10月は、デモが拡大した時期であった。外務省も、旅行者に対する警告を発し、オーストラリア外務省も警告を発していたことなどから、各国からの安全問い合わせも相次いでいたという。馬長官は、これまで、ローエイシアの活動に対して、非常に協力的で強いシンパシーを表明してきたことから、今回中止は非常に残念であるとしていた。そのためか、香港司法省は、大会当日に、司法長官主宰のディナーを開催してローエイシアへの歓迎を示すということになった。香港大律師大会（バーカウンスル）、香港律師会（ローソサエティー）、各国弁護士会代表も招かれた。そこでは、香港のデモの状況と司法の在り方を外国法曹関係者に率直に伝達するためのパネルももたれた。ローエイシアのリオン会長が聞き手となって、チェン司法長官へのインタビュー形式であった。デモにおける表現の自由をめぐる

香港基本法上の論点を中心に率直な意見交換がなされた。結局は、継続中の事件における裁判所の判断を注視するという事になったが、互いの立場の理解と尊重が基本になった対話は、論点が整理されるとともに建設的な解決を求める姿勢も浮き彫りになった（その後、本年1月現在、香港情勢の進展に鑑みて、アジア太平洋最高裁判所長官会議は、本年11月後半に開催されることが検討されている。ローエイシアも、並行企画を検討中である）。

国際紛争解決のハブとしての香港

ローエイシア香港大会は、香港司法省としては香港リーガルウィーク2019の「とり」として位置付けられていた。リーガルウィークは11月4日から、国連国際取引法委員会（UNCITRAL）との共催による第3回「アジア太平洋司法サミット」、これに続き、香港調停レクチャー（「仲裁と調停の双方利用の長所と技術」を主題）の開始、そして11月9日のローエイシア香港大会をシリーズの内容とした。テレッサ・チェン司法長官は、リーガルウィーク冒頭の挨拶で、香港の法のテーマとして4つのIを掲げた。包括性（inclusive）、創造性（innovative）、交流（interplay）、情報提供（informative）である。経済のグローバル化は、すべての局面の要請に包括的（inclusive）に対応しなければならない。それは、越境紛争に対処する既存の紛争解決制度に限らず、最新技術を取り入れ、グローバルレベルでの司法ア

クセスを可能にする創造的 (innovative) なものとなる。そのためには、国際機関、外国司法機関との相互協力・連携 (interplay)を一層推進する。そして、香港の情勢については、透明で十分な情報を提供することにより、香港で生じている混乱に関わらず表現の自由を保障する基本法、強力な司法体制の下で、市民・経済活動のインフラは安定していることを情報共有 (informative) したいとした。

香港は国際仲裁のセンターとしての活動の振興をすすめ、一方で、UNCITRALなどの国際機関との協力関係を進めるとともに、国際的仲裁機関との提携にも力を注いでいる。象徴的なのは、投資家と投資受入国政府との間の紛争解決を担当する投資仲裁機関の招致であり、これを主に担当するPCA及びICSIDとの連携もすすんでいる。この意味での国際紛争解決を標榜しての切磋琢磨は、シンガポール国際仲裁センター (SIAC) と、香港国際仲裁センター (HKIAC) との間の機関仲裁規則の改定としても進められ司法省がこれを法制度としてバックアップするという体制で進行している。また、香港は、一带一路の中国の対アジア経済政策の一翼を担うという位置づけからも、対中国案件の紛争処理機関として仲裁を活用することの振興にも熱心である。一方で、世界銀行を背景とするICSIDの活用と、他方で一带一路の拠点としての位置付けが交錯するところとして、東アジアの紛争解決のハブとしての地勢の優位性を発揮することに積極的である。

年次大会

ローエイシア年次大会は、こうした、香港司法の意気込みと国内事情としてのデモ発生を背景として、開催された。共通テーマは、相乗効果を通じての調和 (harmonization through synergy) であった。大会は、ローエイシアのリオン会長と香港ローソサエティのメリッサ会長の開会挨拶、馬最高裁長官、チェン司法長官の基調報告で始まった。冒頭には、ビジネスと人権DDキットが採択公表された。「危機の時代の法の支配」をテーマとするプレナリーセッションに続いて、テーマ別に21のセッションが開かれた。税法、競争法、スポーツ法、環境法をテーマに含む広範囲に及ぶものだったが、いずれも、現在の実務が直面するそれぞれの法域の問題が提起され、アジア太平洋地域における法的課題を総体とし

て触れることのできる機会でもあった。アンケートによれば、「ADR」、「一带一路」、「通信・技術・データ保護」、「金融・ファイナンス」、「倒産」、「知的財産」が関心を集めたセッションであった。日本からは、7名の弁護士が、パネリストを務めた。一带一路 (石本弁護士)、通信・技術・データ保護 (松岡弁護士)、家族法 (今里弁護士)、気候変動と法的責任 (和田・福田弁護士)、UNCITRAL (中弁護士)、21世紀の人権 (東澤弁護士) の各氏である。大会参加登録者は、外国から40ヶ国257名、現地香港から338名で、合計約600名となった。日本からは、46名が参加、中国の49名に次ぐ外国からの主要参加となった。閉会式では、ローエイシア・ムートコートの優勝チームの表彰と、リオン会長 (マレーシア) から、チョイ新会長 (韓国) へのローエイシア会長旗の伝達が行われた。次の開催地は、ウランバートルとなり、モンゴル弁護士会から、2020年9月7日から10日の第33回年次大会への参加が呼びかけられた。

理事会

理事会には、30数国・法域の弁護士 (ソリシター、およびバリスター) を中心とした法曹団体が出席して、ローエイシアとその地域が直面する課題を中心に協議が行われた。なかでも、日弁連の提案に基づき、法律家の役割に関する国連基本原則に関し、弁護士の役割に関する基本原則の重要性を再確認するとともに、こうした役割を果たす弁護士の活動を擁護し促進するための弁護士会、弁護士協会の役割を、政府が認識しこれを尊重すべきことを趣旨とする決議が採択された。同決議は、国連犯罪防止刑事司法会議への日弁連提案を支持することも表明している。理事会では、次期会長として、香港弁護士会の現会長であるパン弁護士を選出し、副会長及び新執行委員も選任した。日本からの代表理事である高谷弁護士も執行委員に選任された。執行委員の出身母体は、中国、韓国、日本、香港、台湾、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、インド、スリランカの各法域となった。中国出身の執行委員に加えて台湾からの執行委員が参加し、スリランカからの執行委員が復帰したことが注目される。ローエイシアのアジア太平洋地域での役割が年々重要となっていくことが実感される新組織体制となった。

ローエシヤとビジネス法



日本ローエシヤ友好協会常任理事
ローエシヤビジネス法部元部会長
鈴木正貢

ローエシヤ（正式にはThe Law Association for Asia and Pacific - 本部オーストラリア）のビジネス法部の部会長を務めていた当時、日本ローエシヤ友好協会には何故ビジネス法の部会がないのが疑問であった。考えてみれば、そもそもローエシヤ本体そのものが、アジア・太平洋地域の各国、各地域にこれから「法律制度」を作って行こう、「法律家」を育てて行こうと言うことで始まったものであり、日本に於いても他のアジア・太平洋地域の各国の状況とそう差はなかった。日本の法律家・法学者の諸団体がローエシヤに参加したのもアジア・太平洋地域の諸国と一体となって「法の支配」「法による平和」を目指して頑張ろうと言う意思が芽生えたことによるものであった。

これまでは、どちらかと言えば、欧米諸国で発展を見た「法の支配」の諸制度をアジア各国に導入することが主たる目的であった（日本では明治維新、他のアジア諸国では第二次世界大戦後）。

その為に代表的なものとして、日本からアセアン諸国に対する「法整備支援活動」等がなされて来たが、今や日本自体が「司法改革」の旗の下に日本の社会・経済の変革に合わせた法律業務問題（法律家、デジタル社会化、司法制度、IT・AI、ビジネスと人権、教育、環境、国際化）の解決の為に活動することが求められる様になって来た。

そのような状況の中で、日本ローエシヤ友好協会の前会長の故原田明夫さん、現会長の小杉丈夫さん、副会長の鈴木五十三さんを中心に「アジアビジネスローフォーラム」の構想が練られ、これまで日本ローエシヤ友好協会の中で唯一活発な家族法部会に加えて研究グループ活動を行うこととなった。原田さんは元々検事総長であり、米国ワシントン駐在の日本大使館の一等書記官を務めたこともある国際人である。特に日本とアジア諸国との関係を如何にすべしかに心をくだき、その中でも中国と日本とのビジネス法関係の増進に寄与する「国際民商事法

センター」を立ち上げ、その会長も務められた。

小杉さんは司法研修所を出て裁判官になったが、その後、米国のハーバード大学に留学。帰国後国際弁護士として活躍。当時日本ローエシヤ友好協会の会長だった三ヶ月章先生の手足となり、2003年のローエシヤ東京大会の執行委員長として三ヶ月組織委員長を助け、日本ローエシヤ友好協会の活動を実質的に一人で支えて居られた。その労が評価され1997年から2年間ローエシヤ本部の会長に就任。原田会長の2017年東京大会開催直前の死去により日本ローエシヤ友好協会の会長に就任した。

副会長の鈴木五十三さんには2003年東京大会以降に日本弁護士連合会（日弁連）が全面的にローエシヤ本部及び日本ローエシヤ友好協会の活動に参加する様尽力していただいている。日本ローエシヤ友好協会の副会長に就任する前にローエシヤ本部の会長（小杉会長の後任）として活躍されたことも日本の弁護士の国際化及び日弁連の国際活動に大いに寄与していると思われる。2017年東京大会では、日弁連が日本ローエシヤ友好協会や日本法律家協会と共に共催者となったが、鈴木さんには日弁連の元会長山岸憲司さんを委員長とする2017ローエシヤ東京大会の組織委員会の運営会議議長に就任してもらい、日弁連の100名を超える会員に働きかけ、東京大会を成功に導いていただいた。

「アジアビジネスローフォーラム」構想は、確かにローエシヤのこれからあるべき活動の一つには間違いないが、問題は具体的活動内容である。2019年11月27日に株式会社商事法務会議室で開催された法務省大臣官房国際課長の柴田紀子さんによる「アジアビジネスローフォーラム」プレ講演会に出席させていただいたが、話の内容はJICAからのカンボジア長期派遣（2006年～2008年）や国連職員等を歴任した時の経験談であった。今後各種の現地情報の発表を含め実のあるビジネスローフォーラムに発展していくことを望むばかりである。

ローエイシア香港大会に参加して



弁護士

上 柳 敏 郎

●ローエイシア執行部との意見交換

本ページに掲載していただいた集合写真は、ローエイシア香港大会の際にローエイシアのクリストファー・レオン会長（当時。元マレーシア弁護士会会長）らと日弁連の白承豪副会長らとの会合でのものである。チュンチョウ・チョイ新会長（韓国、任期2年予定）やゴードン・ヒューズ元会長（オーストラリア）も出席された。会合では、日本側に対し、香港大会への多数の参加への謝意をはじめ、改めて2017年の東京大会開催、そしてローエイシア人権委員会のスタートアップへの寄与等への言及があり、今後の協力等について意見交換をした。

●弁護士の役割に関する基本原則

この会合の席上、ローエイシアの弁護士及び弁護士会の役割についての決議（2019年11月9日付け、lawasia.asn.auに掲載）が、日弁連意見書（2019年4月18日第14回国連犯罪防止刑事司法会議における京都宣言に含めるべき事項に関する意見書）を支持するというものであることが紹介された。弁護士会や弁護士団体が弁護士に対する不当な制約や侵害から構成員を守る役割を持っていることや、そのような弁護士会等の役割が国内法によって保護されるべきであること等について、第8回国連犯罪防止刑事司法会議（通称 कांग्रेस。第15回は2020年4月20日～27日京都で開催予定）で採択された「弁護士の役割に関する基本原則」に、追加することを提唱するものである。

●香港での人権セッション

香港大会では幅広いテーマで充実したセッション（分科会）が開催された。人権セッションでも、中国、香港のパネリストを含め充実したプレゼンテーションがなされた（写真参照）。香港大会の全体会や懇親行事でのやり取りを含め、香港の司法界はもとより、行政分野の人々の間に、日本でも報道される市民・

学生の言動への広くあつい支持があることを実感した。

東澤靖弁護士がインドのシャン弁護士とともに人権委員会の共同議長として、同委員会の立ち上げ、2019年2月インドでのローエイシア第1回人権会議を成功させた。2020年3月にネパールのカトマンズで開催される第2回人権会議では、いくつかの分科会で日本の弁護士がスピーカーとなる予定である。日本からのメンバーが活動に大きく貢献していることを誇らしく感じた。

●日本の法律家のアジアでの活躍

香港大会中に日本からの参加者による懇談会を、香港の大学に留学中の日本の弁護士に手配していただいた。40名余が参加した。香港の大学生の様子や、法律事情に興味深く伺った。日弁連会員で、香港で活動し信頼をされている方が相当数いらっしゃることも知ることができた。

日本ローエイシア友好協会は、国際民商事法センター、商事法務研究会とともに、アジア・ビジネスロー・フォーラムを立ち上げた。日本とアジア、若手とベテラン、民間と公的部門の架け橋となろうという試みである。ローエイシア2020年大会は、9月7日～10日にモンゴルのウランバートルでの予定である。このような場が、さらに広がっていくことを願う。



日弁連国際交流委員会とLAWASIA



日弁連国際交流委員会委員長
池内 稚利

今年のLAWASIA香港大会は、日弁連国際交流委員会の活動の場としても大いに活用させていただいた。具体的には、次の通りである。

1. エキストラ活動としての中国訪問

まずは、LAWASIA香港大会への参加のインセンティブを高めるための企画として、中国大湾区弁護士会訪問を、LAWASIA香港大会の開始直前に日弁連国際交流委員会として企画した。

中国大湾区プロジェクトは、中国南部の珠江三角洲を囲む広東省の9都市（広州、深圳、珠海、仏山、東莞、惠州、中山、江門、肇慶）、香港及びマカオを対象とした地域で、いわゆる世界三大ベイエリア（サンフランシスコ、ニューヨーク、東京）に匹敵するベイエリアを建設するという壮大な計画で、中国政府が提唱する「一帯一路」のうち、「21世紀海上シルクロード（一路）」の出発点となるものである。

具体的には、日弁連白副会長を団長とした7名で、11/3に深圳入りし、11/4午前に深圳市弁護士会、午後に珠海市弁護士会を訪問し、翌11/5午前にマカオ弁護士会を訪問し、その後香港に入り、LAWASIAに参加した。LAWASIA期間中にも、日本総領事館、香港国際仲裁センター（HKIAC）及び香港大律師公会（バリスターの弁護士会）を訪問し、大湾区及びその地域の司法界に関する知識を大いに得ることができた。

2. バイ会合

LAWASIA期間中は、日弁連が友好協定を結んで

いる又は関係を有している各地の弁護士会とのバイ会合が目白押しであった。11/6～8の3日間の間に、LAWASIA ExCo、香港律師会、中華全国律師協会、マレーシア弁護士会、フィリピン統一弁護士会、大韓弁護士協会、モンゴル法曹協会とのバイ会合を行った。このバイ会合の機会を通じて、日弁連国際交流委員会活動についての、多くの確認、提案等を行うことができ、非常に有意義なものとなった。日弁連の友好協定締結弁護士会の多くがアジア各国の弁護士会であり、LAWASIAは、短期間で、これらの弁護士会の会長・幹部との間の友情及び信頼を更に高められるまたとない機会であった。

日弁連国際交流委員会では、日本ローエシア友好協会とも協力して、今後も更にLAWASIAその他の国際法曹団体の活動に積極的に参加協力するとともに、多くの日弁連会員に参加を呼び掛けたいと考えている。今年のエキストラ活動については、関係各機関との調整に思いのほか時間がかかってしまい、国際交流委員会以外の日弁連会員への周知が遅れてしまい、当初予想していた効果を得ることはできなかった。次年度のLAWASIAモンゴル大会では、この反省を生かし、より参加者の意欲を高める活動を企画し、多くの会員の参加を促したい。具体的には、モンゴル法曹協会及びモンゴル弁護士会の協力を得て、JAPAN NIGHT（モンゴルの弁護士との交流の場）、ウランバートル郊外のゲル（モンゴルテント）宿泊を検討している。

世界の「他人事」を「自分事」に



弁護士

島村 洋介

気が付くとローエイシアの年次大会に参加するのは2015年のシドニー大会以来、5年連続の5回目となっていた。5年もローエイシアに関わっていると、ローエイシア会長、副会長といった日常業務ではなかなか出会う機会のない人たちとも気軽に挨拶できるようになり、各国からの「常連」たちとのネットワークも広がった。ローエイシアは、IBAといった他の国際法曹団体と比べて日本の弁護士が海外の弁護士とのネットワークを作る場として比較的ハードルが低いと言えよう。

しかし、私はそれ以上に、アジア・太平洋地域における社会正義の実現と人権擁護を通じて、「法の支配」を実現しようというローエイシアの理念に共感している。経済のグローバル化が著しいこのアジア太平洋地域は、その一方で「人権保障」や「環境問題」といった解決すべき課題を抱えていることは否めない。ミャンマーのロヒンギャ難民は一刻も早い保護が必要であり、南アジアでは子供たちが労働力として搾取され、地球温暖化による海面上昇で太平洋の島嶼国は消滅の危機に瀕している。各国の弁護士は国境を越え、連帯してこれらの課題に取り組むべきであろう。ローエイシアは、そのためのフォーラムとして大きな意義がある。

今回の香港大会は、民主化要求デモの影響で大会直前まで開催が危ぶまれた。結局、大会は開催され、会場周辺で激しいデモ活動が行われることはなく、

大会は無事に終了した。しかし、大会終了の翌日の夜から、再び激しいデモ活動が発生した。タイミングが悪ければ、大会に参加した日本の弁護士も予定通りに帰国できなかったかもしれない。また、私自身は、宿泊した香港中心部で通勤時間帯にマスクをした大勢の市民が「通勤」のために行進しているのを目撃した。

香港の民主化要求デモに対し、ローエイシアや各国の弁護士が何をすべきなのかについては、様々な議論がありえよう。しかし、大事なことは、香港での出来事を遠い国の「他人事」としてではなく、身近で起こった「自分事」として考え、そして行動することではないだろうか。わずかばかりの間であるが実際に香港の地を踏み、マスクをした大勢の市民の集団行進を見て、私自身はこの問題をより身近に感じるようになった。そして、12月に日弁連で開催された香港留学中の日本人弁護士や中国法研究者らによる「香港基本法及び最近の状況の法的問題に関する勉強会」にも出席し、中国政府のいう「人権」とは何か、香港基本法とは何かなど、香港の動きを理解するための基本的な法的視点を学ぶ機会を得た。

ローエイシア大会に参加して今世界では何が問題になっているのかを学ぶことで、世界はより身近なものになる。今年はネパールでの人権大会、モンゴルでの年次大会に参加する予定であるが、今度はどんな世界に出会えるのか、今から楽しみである。

32nd LAWASIA Conference ～ “Harmonisation through Synergy” of ドキドキ ～



弁護士
 神庭 豊久

2019年のLAWASIA香港大会はまさにドキドキの連続であった。

まずは大会直前の香港の社会情勢が混迷を極めていた。逃亡犯条例の改正に端を発して2019年3月頃から始まったデモ活動が、大会直前の同年10月にはかなり大きな騒動・暴動にまで発展しているといったニュースが盛んに報道されていた。日本から参加する身としては、そんな中で本当にLAWASIAが開催されるのか、安全に参加できるのか、といった危惧を感じていた。しかし、勇気を奮って現地に着いたところ、意外にも平日の昼間のオフィス街（LAWASIAが開催された中環という場所）はいたって平穏であり、全くデモ活動の雰囲気は感じなかった。（但し、デモ活動は週末にかけて行われることが多く、LAWASIA最終日の2019年11月8日には比較的近くでデモ活動が行われていたようであ

り、全く安全というわけではないことを後になって知った。）

今年はLAWASIAメンバーでもある第二東京弁護士会の代表団の一員及びLAWASIA Young Lawyers CommitteeのCo-chairとして、大会前日である2019年11月5日の夜に開催されたLAWASIA Presidents' Dinnerに参加できるという有難い機会を得たのであるが、そのようなお偉方の会合に果たしてうまく馴染めるのか不安であった。そして恐る恐る会場の扉を開けてみると、顔見知りのLAWASIAスタッフが笑顔で迎えてくれ、ほっと一安心した。そこでは普段なかなか接することが出来ない各加盟団体（主に各国の弁護士会等）の会長やdelegateと、各国の法制度や法曹業務などについてフレンドリーに意見交換することが出来た。なお、最も印象に残っているのは、三日後（本大



会最終日)に二年の任期が終わるLAWASIA会長 Christopher Leong氏の弾けた笑顔であった。

さて翌日11月6日からLAWASIA香港大会が始まった。LAWASIAは歴史的にも参加者的にも人権擁護に関する議論を主軸の一つとする国際法曹団体であり、今般の香港情勢に鑑みると、様々な方面から大会への圧力や開催現場での暴動に巻き込まれないか心配であった。しかしそんな日本からの一参加者に過ぎない私の懸念をよそに、Opening Ceremonyは特大画面3つを会場前面に配した荘厳な会場設営のなか、伝統芸能である獅子舞のパフォーマンスとともにド派手に開会された。それもそのはず、香港に二つある法曹団体の一つであるThe Law Society of Hong KongのPresidentであり本大会組織委員長でもあるMelissa K Pang氏がLAWASIAの次期会長候補となることが事実上内定しており、実際にも同大会直前のLAWASIA Executive Committee Meeting (と思われる)において次期会長候補に指名されたのである。気合いと費用が投入されたOpeningは圧巻であった。その後は、香港特別行政区最高裁判所長官のGeoffrey Ma Tao-li氏及び同区司法長官のTeresa Cheng Yeuk-wah氏といった香港を代表する著名な法曹関係者がSpecial Addressとして講演し、Plenary Sessionでは香港高等裁判所の裁判官やLAWASIAのExecutive Committee Memberらパネリストによって、法の支配の維持と追求に向けた熱い議論が交わされた。



そして初日の夜は恒例のWelcome Receptionが開催され、参加者同士の交流と意見交換が行われるのが通常であるが、なんと今回の大会では、香港にあ

る有名な競馬場「Happy Valley Racecourse」の広いメンバー専用ルーム(着席スタイルのビュッフェと競馬を上から見れるテラスと専用馬券購入デスク付き!)というなんとも優雅でエンターテイメントに富んだ貴族階級のようなパーティーだった。しかも「LAWASIA CUP」というLAWASIAの名前を冠したオフィシャルレースまで用意されており、レース後にLeong会長がコース上で勝ち馬の騎手にカップを贈呈するという驚きの企画まで行われた。ちなみに少額しか掛けてないのに毎回馬券の購入にドキドキしたのは言うまでもない。



続いて肝心のセッションであるが、今年は第二東京弁護士会の代表団としてLAWASIA本部や各弁護士会とのバイ会合などもアレンジ・出席してたためにあまり数多くは出られなかったが、11月6日のOpening Ceremony後のPLENARY SESSION, Guest Speakerを招いたLUNCH SESSION, 11月7日のBANKING & FINANCE (Fintech, Cryptocurrency and Initial Coin Offering), HUMAN RIGHTS (Human Rights Issues (including modern slavery) in the 21st Century Tackled at its Source), YOUNG LAWYERS COMMITTEE MEETING, 11月8日のYOUNG LAWYERS (Masterminding the Future: Age of Millennials and Gen-Z Lawyers)などのセッションに出席した。この最後のセッションは、自分もCo-chairを務めるYoung Lawyers Committeeが手がけるセッションであったが(今年は壇上に上がらず裏方に徹した)、当日のぎりぎりまでモデレーターとパネリスト間でのセッション内容及び進行方法のやりとりが二転三転しており、滞りなく内容の濃いセッションが行えるか冷や冷やしたもの、



そこは各国からの精鋭若手軍団，新しい勢いと聡明さを見せ付けてくれた。



11月7日の夜は，1906年に建築された香港でも最も古いビルの一つであるらしい英国風のレンガ造りの建物にある大きな中華料理のレストランでのGala Dinnerが行われた。ステージ上では香港の弁護士らによるものを含めた歌や楽器の演奏などのパフォーマンスがあり，さらに会場のあちこちで中国伝統文化と思われる花文字，墨絵，切り絵などの出店が設けられ，参加者が望む絵や文字をその場で実際に作成して提供するなどの趣向が凝らされ，

非常に高いエンターテインメント性に胸が踊る思いであった。さらに参加者が持参したと思われるアルコール度数の非常に高い中国のお酒である白酒を，翌日にLAWASIAのPresidentに任命される予定のChunghwan Choi氏から勧められ，これを飲み干した後の胸の動悸もなかなかのものであった。ちなみに花文字などは家族への良いお土産だろうと思い，それら以外にお土産を買って帰らなかった際の帰宅時は少しドキドキだったのは余談である。

最終日のオフィシャルイベントの最後はClosing Ceremonyである。ここで，これまで二年間任期を務めたLeong氏と本大会が成功裡に終わった立役者の一人である本大会組織委員長Pang氏の功績を称えるとともに，新しいPresidentであるChoi氏へのバトンタッチがなされた。また，本大会と併せて開催された学生のInternational Moot Competitionの賞の発表の後に，参加者のドキドキの中で次回開催地が発表された。モンゴルのウランバートルである。私にとっての今回のLAWASIAは，確かに「Harmonisation through Synergy of ドキドキ」であったが，次回はどんなLAWASIAになるのか今からドキドキである。

ローエイシア香港に参加して



弁護士

佐藤 暁子

香港への渡航は今回で3度目となったが、今回の渡航はとりわけ特別な記憶を残すものとなった。中国本土への被疑者の引渡しを可能とする逃亡犯条例をきっかけにデモが実施されるなか、武装した警察と市民との緊張が伝えられるニュースを見ると不安を感じるものの、香港在住の友人曰くそれは街の一部だけで日常生活は滞りなく過ごせるとのこと。この時期だからこそ感じられることがあるだろうという思いで出かけた。

今回は、日弁連の国際室嘱託としての随行参加でもあり、会議本体のほかには理事者会議及び日弁連とその他弁護士会との二者会合等にも対応した。ローエイシアの会議自体は、8年前に初めて参加して以降複数回参加しているが、毎回アジアという地域的な共通点と社会への関わり方について法曹という切り口を共有できることの面白さを感じる。

会議に先立って開催されたローエイシア理事会では、日弁連が昨年発行した弁護士の役割に関する意見書を参照するローエイシアとしての弁護士及び法曹団体の独立に関する決議が満場一致で承認された。日本にいと意識しづらいが、各国では弁護士というだけで迫害を受け、市民の人権擁護という弁護士の基本的な価値観すら実現できない人々もいる。そういった人々を保護するために一弁護士としては何ができるだろうか。このテーマは4月の京都コンGRESSでも重要なテーマの一つである。

会議の合間を縫って実施したバイ会合では、これ

まで日弁連の関連委員会等が個別のプロジェクトを通じ培ってきた信頼と友好の熟成を実感した。各法曹団体も具体的な実務に関する意見交換等を希望しており、まさに法律課題もボーダーレスとなるなかで、幅広い視野で課題へ協働して取り組むことは必要不可欠である。

参加したセッションも、データ保護といった最新のトピックから環境という古いようで気候変動といった新たな視点からの取り組みも求められるトピック、さらにはある意味時機に適した人権のセッションまで、法曹の役割の今後の拡がりの可能性を感じるものとなった。オープニングセレモニーでは司法長官がスピーカーとして参加し、また裁判官も自らの価値観について比較的ざっくばらんに話すなど、日本よりオープンな雰囲気はいつもながら非常に印象的であった。地政学的に大変難しい立ち位置にあるなかで、個々の法曹としての信念も随所で感じた。

所用があり、大会終了後さらに数日間滞在したが、帰国日朝に学生が銃で撃たれたというニュースが流れたため、念のため予定より早めに空港に向かった。その道中、武装した警察官がデモ隊に向かっていく場面に遭遇し、暴力の連鎖がとまることを強く願うと同時に、大会中幾度となく言及された「Rule of Law (法の支配)」を香港人たちが必死に守り抜こうとしていた光景として目に焼き付いている。香港人は皆、温かく親切であり、その空気にほっとする。また近いうちにぜひ再訪したい場所の一つとなった。

ローエイシア香港大会に参加して ～若手のさらなる参加拡大を～



弁護士
安倍 嘉一

2019年11月にローエイシアの年次大会が香港で開催された。従前からの政府と香港市民との対立により、開催前の日本では毎週のようにデモ隊と警察の衝突が報道されており、悪影響を懸念して参加を断念した知人もいたが、実際に参加してみれば、大会開催期間中は、拍子抜けするほど平穏であった。もっとも、大会終了後の香港では、警察が大学内に突入し、授業も中止になるなど、状況は大きく変わっており、その意味では、「運がよかった」に過ぎないのかもしれない。

筆者は、ローエイシアにおけるYoung Lawyers Committeeの委員長をしている関係で、大会の度に若手向けのセッションや、若手の交流イベントの企画に携わっている。前回のシュムリアップ大会では、前々回の東京大会の成果を受けて、多くの若手弁護士に対して補助が出され、日本の若手弁護士だけでも数十名が参加するという、非常に賑やかな大会であったが、今回はそのような大がかりな補助はなかったため、若手弁護士の参加がどのくらいあるのかについては、内心心配していた。この点、実際に前回よりも若手弁護士の人数は少なかったし、レポートしてくれた参加者はさらに少なかったが、それでも一定の人数の若手弁護士が参加してくれ、国際的な情勢や海外の弁護士との交流に興味を示してくれたのは、非常にうれしいことであった。特に今回は、ホストであるHong Kong Law Societyはも

ろん、韓国などからも非常に多くの若手弁護士が参加しており、各自が様々な場で交流関係を持つことができたと思う。

このように、若手弁護士の中には、国際的な業務や海外の弁護士との交流に興味のある方も数多くいると思われるが、実際には、業務が忙しかったり、費用の問題があり、なかなか参加できず、参加しても1回で終わりという例がほとんどのように思われる。しかし、人手不足によりますます外国人が増加する現状にかんがみれば、国際業務とは、もはや大都市の大手法律事務所のみが扱うものではなく、どこにいても身近な問題となりつつあることは明らかであり、グローバルの感覚を身に着けることは、今後ますます重要になっていくと思われる。少しでも多くの若手弁護士がこうした国際会議に参加できるよう、日弁連には、さらなる支援をお願いしたい。特に、参加するうえで重要と思われるのは、「レポートすること」である。上記のように、若手弁護士は、1回参加して終わりとなる方が多いが、参加を繰り返していれば、大会での知り合いも増え、継続的な参加に対する意欲も湧いてくるようになる。この矛盾を解消するのは容易ではないが、若手がぜひ継続して参加できる方策を、今後も模索していきたいと思う。また、Young Lawyers Committeeの委員長としても、若手にとって関心のあるセッションやイベントを引き続き企画していきたい。

LAWASIAでの国際交流



弁護士

藤井 麻莉

第二東京弁護士会（二弁）は、LAWASIAに加盟している。私は、二弁の本年度副会長として、LAWASIA香港大会に出席する機会に恵まれた。

二弁は、会員の国際業務の支援に力を入れている。LAWASIA香港大会においても、4名の若手会員に対し渡航費・参加費の補助をさせていただいた。副会長に就任する際には、LAWASIAへの参加は重大任務として引継を受けている。

そういうわけで、海外弁護士会との交流・情報交換を目的に、二弁国際委員会の幹部メンバーと香港に向かったわけである。

大会期間中は、各セッションや公式レセプションへ参加し、主催者であるLAWASIA及び香港律師會や、香港大律師公會の理事者とのバイ会合も行った。会合では、お互いの活動について情報交換すると共に、二弁として果たせる役割や課題についても話し合えた。公式レセプション等の、参加者が一堂に会する場においては、参加各国の弁護士会理事者と懇談の機会を得た。多くは初めて会う弁護士であるが、他の国際会議で出会った弁護士や、二弁が相互訪問交流を続けている弁護士会の会長と再会できたことは嬉しかった。

このような機会を活用して、交流を重ね、実のある弁護士会間の友好関係を構築していくのだということが実感できた。LAWASIAは、弁護士間及び弁護士会間のコミュニティー作りに寄与してくれているのだ。

なお、個人的に、必ず話題にしていたことは、女性弁護士のキャリアや割合についてである。育児支援や家事のアウトソースが一般的で、ロースクールの学生の女性比率からして高い国では、女性弁護士が増え、働きやすい基盤ができているようにも感じられる。開催地香港はこの点先進的であり、取り入れたいような話も多くあったし、逆に、私の日々の家事やお弁当作りの話には驚かれたようであった。ただ、弁護士の男女間経済格差や女性がパートナーとして働くことが容易かについては別問題で、日本と変わらない課題があるようにも見える。こんな情報交換も貴重な経験であり、具体的な取組みにつながってほしいと思う。

大会を通して、他国の弁護士会の意欲的な交流姿勢や各弁護士の語学力には、強く感銘を受けた。さらに、必ずしも英語が上手という感じではない弁護士でも大会への参加を臆さず、積極的に話している様子がいい意味で印象に残った。

ソースを日本語に限らなければ、より多く有益な情報が得られる。国際会議に参加して、関連分野の各国での先進的な取組みや実情を直に話し合えることはその典型の一つである。刺激を受けるし、日本のプレゼンスも発揮できる。業務で英語を使用しない弁護士にとってはハードルが高いのであるが、まずは一参加者として（ゆくゆくはスピーカーに！）大会に飛び込んでみることは非常に意義深いのではないだろうか。LAWASIAはそれを受け入れる寛容さと身近さがあるように感じている。

‘東洋の真珠’ に集う—香港大会に参加して



弁護士

小川 哲史

開催前、国際ニュースが、連日連夜、香港情勢を報道していた。周囲には不安がる声もあったが、私自身は、このタイミングで香港訪問の機会に恵まれることは、大いなる僥倖と考え、熱い決意をもって予定どおり飛行機に乗った。

ビクトリア湾には美しい夜景が映え、年次大会の会場であるコンベンション・エグジビション・センターは、各種イベントで大賑わい。東洋の真珠・香港は、光り輝いていた。

セッションは、幅広く聴講した。スポーツ法のセッションでは、異なる法域で異なるアプローチをしても共通点が発見されることに感慨を覚えた。人権法のセッションでは、時節柄、どこまで踏み込まれるのか気になっていたが、香港と人権法の関係について、慎重に、理詰めでの説明がなされていると感じた。センシティブな内容だからこそ、なおさら、理詰めであることが大切なのだと改めて痛感し、身が引き締まる思いであった。

ランチタイムに、テーブルを一緒にした弁護士たちと歓談できることも、国際会議の楽しみである。地元香港やシンガポール、韓国からの参加者が多かったが、イタリアのミラノの弁護士と隣の席となり、イタリア料理やファッションブランドの話で盛り上がった。

ガラディナーの会場は、歴史的な建物で、バンドの演奏がついた豪勢なものであった。日弁連の先生

方に甘え、各国の弁護士会の首脳級の方々と名刺交換をさせていただく機会があり、その場の高揚感がなければ怖気づいてしまうような方々と、拙い私の英語でお話した。ガラディナー終了後、若手10名ほどで、甘味処のような店でデザートを囲んで談笑し、冗談まじりで屈託のない話をしたことも思い出深い。これらの感動は、香港という土地が持つパワー、まさに、真珠の輝きのおかげと感じた。

私は期間中、尖沙咀のホテルから、毎朝、スターフェリーで会場へ通った。ビクトリア湾の水面が朝日を浴びて輝き、優しい風に吹かれながら、心地よい揺れとともに、眼前に近づく高層ビル群。各国の弁護士たちとの出会いに、高まる期待。想像を超える恵まれた機会を作って下さったLAWASIAに深く感謝するとともに、自分自身の使命感に火をつける決意をした。

次回開催地は、モンゴルのウランバートルと公表された。史上最大のモンゴル帝国ゆかりの地であり、騎馬民族の由来の地でもある。どんな出会いが待っているのだろうか。ウランバートルを楽しみに、日々の業務にあたり、自らの研鑽（特に、英語力の向上）に努めたい。

末筆ながら、今回も、随所で、日弁連の先生方、Young Lawyers Committeeの先生方から、様々なフォローや大変なご配慮を頂戴した。この場をお借りして深くお礼を申し上げたい。

ローエイシア 香港年次大会に参加して



弁護士

高橋 宏行

今回の大会が行われたのは2019年11月。ニュースでもご存知のとおり、香港ではデモが過熱していたため、直前まで安全面が不安だった。が、結果的には、幸い大会期間中街の雰囲気特に異変はなく、3日間を無事に過ごすことができた。むしろ、香港の政治や人権問題について現地の弁護士から様々な意見を聞くことができ、貴重な経験となった。

私が今回の大会への参加を決めた理由は、企業の国際取引の増加に伴い、日本の弁護士もどんどん外に出て各国の弁護士と連携する、グローバルに議論されているトピックを吸収するなどして、それを日本のクライアントや弁護士に還元した方がよいと考えたからである。大会のセッションへの積極的参加に加え、できる限り本やインターネットなどでは得られない「生きた」情報に触れたいと思い、大量の名刺をポケットに詰め込み、宴会時にはお酒の力も借りつつ、できる限り多くの国の多くの参加者と積極的に交流をした。本稿では3日間の大会を終えて感じたことを3点ほどお伝えしたい。

一つ目は、いわゆる「テック」ブームによる世の中の変化を感じたこと。昨今では、様々な業界で「～テック」というビジネスとテクノロジーの融合が叫ばれ、従来のビジネスが急激に変化している。今回の大会でも、Fin TechやLegal Techなど、多くのセッションにおいてテクノロジーによる業態の変化を意識したプレゼンテーションがなされ、それに伴って問題となり得る個人情報の扱いなどについ

でも活発な議論がされていた。こうしたビジネス形態の変化に追いつくべく、世界各国の法規制や政府による支援制度なども次々とアップデートされている。こうした時代の変化に追いつくには相応の努力と好奇心が必要だが、逆に、このような変化の多い分野はまさに若手法曹にとって活躍のチャンスと感じた。

二つ目は、弁護士のキャリア設計の多様化。最近ではインハウスローヤーが増えたことはもちろん、ベンチャー企業などで従来の法務の仕事を超えたビジネスプランニングまで担当している弁護士や、自身で起業する弁護士なども増えている。自分自身の業務領域に関しても、従来の枠や固定観念に縛られず、時代の流れに合わせて柔軟に考えることが重要だと感じた。

三つ目は、英語の重要性を改めて痛感したこと。大会の参加者にはアジア人が多く英語を母国語としない人が多かったが、彼らの英語力は総じて日本人の英語力よりも遥かに高い。私自身も英語は人一倍努力したつもりだったが、大会では英語での議論に十分についていけず、交流の場でも話したいことが十分に話せず悔しい思いをした。仮に自分に知識と経験があっても、コミュニケーションが出来なければ意味がない。通訳を雇っても海外の人たちと「仲良くなる」という壁は越えられない。この悔しい思いをバネにして英語力の向上を怠らないようにしようと決めて帰国した。

LAWASIA 香港大会に参加して



弁護士

宮 脇 久 博

LAWASIAカンボジア大会に引き続き、LAWASIA香港大会に参加させていただく機会に恵まれた。

前回のカンボジア大会は初めての国際会議ということで、セッションの受け方から立食パーティーにおける立ち振舞いに至るまで分からないことばかりで右往左往していたが、今回は2回目ということもあり、立ち振る舞いも少しは板についてきたかなと思える程度に自信がついたように思う。また、本大会ではカンボジア大会で知り合った先生方と再会でき、会話を楽しむ余裕もできた。

本大会の内容は、カンボジア大会と同等若しくはそれ以上に有意義なものであった。特に香港の先生方との意見交換では、香港において司法が担うべき役割や弁護士を取り巻く環境の変化につき議論でき多くの知見を得ることができた。

本大会は、逃亡犯条例改正案に反対するデモを発端とした民主化デモの影響により混乱した社会情勢の中で開催されたものの、大陸からの参加者が急遽不参加になるなど若干の混乱が見られた程度で大会自体には大きな影響はなかった。他方で、香港の先生方から聞く香港の状況は日本のマスコミを通して得る情報とは大きく異なっており、衝撃を受けた。若い世代が如何に真剣に香港の未来を考え行動を起こしているのか、それを社会がどのように見ているのか、このような状況での司法の果たすべき役割等の現地の生の声を聞くことができた。また、香港の先生方が香港の自治、民主主義に関して弁護士が果

たすべき役割について熱く語られる姿を見て、自分自身も法律家として社会に対し何ができるのか、どのような役割を担っていくべきか考える契機となった。

このような香港情勢に加え、香港における弁護士を取り巻く環境についても大きな変化が起きており、若手弁護士のキャリア選択が難しくなっていることも懸念事項であるとの声も多々聞かれた。というのも、香港でも日本と同様にロースクール制度が導入されたことにより弁護士人口が急激に増加しており、年々世代間格差が広がっていることが問題視されているということだった。近年、我が国においても弁護士業界を取り巻く環境が大きく変化しているが、これは日本国内の問題に留まらず、他国においても同じように問題として提起されている現状に気付かされた。若手弁護士が如何に働き、どのようなキャリアを選択していくのか、これは日本固有の問題ではなく、国境を越えて議論すべきものであり、このような国際会議の場で積極的に意見交換を行う必要性を感じた。

前回のカンボジア大会で感じた、法分野におけるアジア諸国の先進性に引き続き、今大会では国際的な弁護士を取り巻く環境の変化という視点を得ることができた。今後も、日本国内では得られない新たな視点の獲得を目指しLAWASIAを含む国際会議への参加を続けていきたい。

はっきり言って、ローエイシアは本当に楽しい!!



弁護士

小川 晶 露

2019年11月5日～8日に開催されたローエイシア本大会in香港に参加してきた。ローエイシアに参加するのは、2015年のシドニー本大会が初めてであり、以来、2017年の東京大会を含めて、香港で5回目の参加となった。他稿では、真面目で格調高い記事も多いと思われるので、本稿では、表題にもあるとおり、なぜ、ローエイシアがこれほど楽しいと思うのか、その理由ないし感想などを、個人的に率直に申し述べてみたいと思う。

1. まず、何と言っても、気取ったところがないのが良い。IBA本大会などに参加すると、欧米系の所謂、エリート弁護士などが、～ロースクール卒だとか、～有名法律事務所所属だとかいって、町弁である私のひがみ(?)もあるのかもしれないが、往々にしてsnobbishな雰囲気があるが、ローエイシアにそんなものはない。すぐ仲良くなれる。

2. 次に、英語が下手でも何の問題もない。もともと、アジア地域が中心であるため、みんなアジア訛りの変な英語をしゃべっている。もちろん、まったく英語でコミュニケーションをとれないのでは困るが、(オーストラリアを除き)みんな英語が母国語でないのだから、その辺りのお互いのレスペクトは、すごくあるように思う。隣に座っていて仲良くなった香港バリスターは、世界で100人しかいないと云われるChartered Arbitratorだったが、英語は本当に下手だった。でも、そんなの関係ないと言っていた。

3. また、セッションに人権系のものが多く、日本人弁護士の価値観に合っている気がする。欧米系の上記IBAの他、ロシア・サンクトペテルブルグのリーガルフォーラムにも毎年参加しているが、最近

は、ビジネス系のセッションばかりで個人的には閉口気味である。もちろん、程度問題もあろうが、お金やビジネスばかりが話題になるのは何か違うような気がする。ちょっと真面目な話だが、中国にせよ、香港にせよ、マレーシアにせよ、スリランカにせよ、インドネシアにせよ、他のアジア国にせよ、今、人権や民主主義というものが真剣に問われる時代であるように思う。昨今の香港デモにも拘わらず、むしろ、各国の法律家がこれほど多く、香港大会に参加していたのは、その事実だけでも有意なことであろう。

4. そして、あまり知られていないが、日弁連の偉い(?)人と仲良くなれる。ローエイシアは各国でいろいろな法律家と知り合いになれるが、同時に、普段、接点がないような日弁連の会長・副会長、そして、日弁連の国際を中心に動かしている人たちと、また、地方会でも国際で旗を振っている人と、普通に仲良くなってしまう。良いか悪いかは別にして、日本人はいつも自分達でかたまっているのだから、必然的に仲良くなってしまふのである。特に、地方会において、なかなか国際というものに仲間がいない若手会員には、本当にお薦めである。一人で心細いなんて事は絶対ない。これは、元会長の鈴木五十三先生の配慮もすごくあるような気がするが、地方会の若手にとっては本当に有り難い。

5. . . . などと書いているうちに、あっという間に字数制限を超えてしまったようだ。最後に、私は、羊肉が大の苦手な、果たして食べられる物があるか不安だが、ローエイシアは本当に楽しいので、本年度のモンゴル本大会にも絶対参加したいと思う。若手の皆さん、日弁連補助(10万円)もあるのだから、是非、ウランバートルに行きましょう。

理事会

日本ローエイシア友好協会（会長・小杉丈夫）の理事会が、去る11月14日午後1時30分より、東京都千代田区霞が関の法曹会館において開催された。（出席理事11名）

同理事会では、下記第1号議案及び第2号議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認可決された。

第3号議案以下の議案については、各担当理事より報告ならびに説明がなされた。

- (1) 上期事業実施状況及び収支の件
- (2) 下期事業計画の件
- (3) ローエイシア執行委員会報告の件
- (4) ローエイシア第32回香港大会（2019年11月5日～8日）参加報告等、本部活動への参加協力の件
- (5) 第1回アジアビジネスローフォーラム（ABLF）「知財・司法改革シンポジウム」（2019年7月5日）開催報告の件
- (6) 家族法部会の活動報告の件
- (7) 今後の当協会の組織体制と活動について
- (8) ニューズレター発行の件



〈理事会の様相（11月14日、於 法曹会館）〉

●ローエイシア第33回ウランバートル大会
2020年9月7日～10日、於 モンゴル国
lawasia@lawasia.asn.au

会員の状況

（令和元年11月14日現在）

個人 A 会員	117	
個人 B 会員	51	
法人 A 会員	2	
法人 B 会員	12	（計 182）

☆会員の区分について☆

個人 A 会員（当協会及びLAWASIA両方の会員資格）	年会費	18,000円
個人 B 会員（当協会会員資格）	年会費	5,000円
法人 A 会員（法人 B 会員のサービスの他、LAWASIA ビジネス法部会会員）	年会費	45,000円
法人 B 会員（個人 A 会員と同じサービスも受けられる）	年会費	33,000円

※個人会員、法人会員とも、B会員からA会員への変更は、事務局へご連絡下さい。

【日本ローエイシア友好協会役員】

（令和元年11月19日現在）

顧問	安倍 嘉人	元東京高等裁判所長官
	石川 正	弁護士
	千種 秀夫	日本法律家協会顧問
	中川 英彦	元京都大学法学研究科教授
	三好 達	元最高裁判所長官
	柳田 幸男	弁護士
	吉村 徳重	九州大学名誉教授
会長	小杉 丈夫	弁護士
副会長	鈴木 五十三	弁護士
	小原 正敏	弁護士
常任理事	酒井 邦彦	前広島高等検察庁検事長
	鈴木 正貢	弁護士
	熊倉 禎男	弁護士
	内田 晴康	弁護士
	神田 秀樹	学習院大学法科大学院教授
	堀 裕	弁護士
	高谷 知佐子	弁護士
	上柳 敏郎	弁護士
	姫野 春一	事務局長
理事	大須賀 寛之	最高裁判所事務総局秘書課長
	山内 由光	法務省大臣官房審議官
	瀬戸 毅	国連アジア極東犯罪防止研修所長
	相原 佳子	弁護士
	市毛 由美子	弁護士
	大谷 美紀子	弁護士
	川村 明	弁護士
	小泉 淑子	弁護士
	澤井 英久	弁護士
	芝池 俊輝	弁護士
	田中 浩三	弁護士
	森 伊津子	弁護士
	森 昭夫	名古屋大学名誉教授
	吉田 和彦	弁護士
監事	青山 善充	東京大学名誉教授

編集後記

元号が令和に改まって最初のニューズレター（通算38号）をお届けします。本号は去る11月に香港で開催された第32回ローエイシア大会の大会登録者約600名のうち、日本から総勢約40名参加された方々の中から、神庭豊久先生他、諸先生方のお力添えを得てご感想などを綴っていただきました。

A I や I T が多方面に普及してきている現状においても、共通のテーマの下、一堂に会して議論することの大切さが臨場感あふれる各文面から伝わってまいります。

ところで、最近のホット・イシューとして、アジア・ビジネスロー・フォーラム（ABLF）創設の問題がございます。小杉会長をはじめ関係者の皆様の並々ならぬご尽力を結集して準備がなされておられます。巻頭言ご参照。

さて、次回の第33回ウランバートル大会は本年9月7日～10日（モンゴル国）開催予定です。日本から今回同様、多勢の会員の皆様のご参加が期待されております。

（事務局長／姫野春一）

日本ローエイシア友好協会

東京都中央区八丁堀3-25-10 ☎104-0032
JR八丁堀ビル3階 一般社団法人 国際商事法研究所内
TEL 03 (3553) 6838 FAX 03 (3555) 1545
E-mail : lawasia@ibltokyo.jp